七　警察庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
財務捜査・取調べ技術研修研究センター	所長	三種
	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種
（略）	（略）	（略）

八～三十七　（略）

三十八　国土交通省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
北海道開発局	次長	一種（人事院が別に定める場合にあつては二種）
	部長	（略）
	部次長	（略）
（略）	（略）	（略）

三十九～四十五　（略）

七　警察庁

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
財務捜査研修センター	所長	三種
	主任教授（人事院の定めるものに限る。）	四種
取調べ技術総合研究・研修センター	所長	三種
（略）	（略）	（略）

八～三十七　（略）

三十八　国土交通省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
北海道開発局	次長	一種
	部長	（略）
	部次長	（略）
（略）	（略）	（略）

三十九～四十五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一三

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（狭あい箇所内等検査作業手当）	（狭あい箇所内等検査作業手当）
第十七条　狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	**第十七条**　狭あい箇所内等検査作業手当は、次に掲げる場合に支給する。
一　（略）	一　（略）
二　海上保安庁装備技術部又は管区海上保安本部船舶技術部若しくは警備救難部に所属する職員が行う船舶の建造の監督又は修繕の監督の業務のうち人事院が定める作業に従事したとき。	（新設）
三　（略）	二　（略）